

緊急事態宣言下（警戒レベル第4段階）の具体的実施内容
（沖縄県対処方針）

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

（令和3年8月12日時点）

項 目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	○ 地域の感染状況を踏まえ、時差登校を検討する。 ○ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。 ○ 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を延期、縮小する。 ○ 幼児児童生徒に対し、不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。 ○ 就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。 ○ 部活動は原則休止する。 ただし、8月31日（火）まで、九州・全国大会に派遣されるチーム等及び九州・全国の予選を兼ねる県大会に限り、大会2週間前から、学校長の許可の下、2時間以内、必要最小限の人数で行うことができる。 この間、練習試合や合同練習は行わないこと。また、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。 ○「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための必要な支援を行う。
(2) 市町村立学校	○ 小中学校については、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	○ 原則オンライン授業とし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避していただく。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう学生に徹底していただく。
(2) 県立看護大学	○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年5月に「沖縄県立看護大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針」を策定した。 県の警戒レベルが第4段階であり、同指針により最高レベルの取組を実施している。以下主な取組。 1 構内立ち入り制限の基本方針 原則、入構禁止 2 教育活動について - 授業等については、原則として遠隔授業。但し、演習など対面でないと困難な授業については対面での講義は可。演習、実習については、準備が整い次第、順次遠隔授業に移行する。 - 学外活動については、全面禁止。学生の課外活動については、全面禁止。但し、オンラインを活用し、対面としない場合は可。 3 研究活動について - 教職員については、原則、研究を停止。感染拡大防止措置を講じた上で、継続を必要とし、安全が確認された場合に限り研究を実施。 4 大学運営について - 業務については、在宅勤務等を活用した勤務態勢を実施。会議は原則遠隔実施、但し、必要時に大学運営等の会議を対面可。
(3) 県立芸術大学	○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう、学生等に注意喚起を行う。

(4)県立農業大学校	○ 学校教育活動については、感染防止対策を徹底するとともに、原則として以下の対応を予定 a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施し、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室を活用した授業の実施により密を回避する。 b 実習については、分散形式で実施する。 ○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。
3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
(2)私立小中高	○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 懇親会や飲み会などについて、県民への要請を踏まえ学生等への注意喚起を要請する。
(4)職業能力開発校	○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で訓練を継続する。地域の感染状況によっては、オンライン訓練の活用や訓練時限数の短縮により訓練を継続する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 訓練生等に対し、懇親会や飲み会、不要不急の外出自粛を要請する。
(5)消防学校	○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 体調不良等の学生について、リモート授業等を実施し、卒業に必要な履修時間を確保する。 ○ 外泊時においても感染防止を徹底し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。
②通所・短期入所サービス利用者	○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。

④訪問サービス利用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	○ 市町村に対し、引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
5. その他の公共施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	○ 7月24日(土)から8月31日(火)までの間、臨時閉館する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する。 ○ 電子書籍の閲覧、来館を伴わない資料の照会・複写、障がい者等への資料郵送サービス等は継続する。
②青少年の家	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期または中止を要請する。 ○ ただし、中止等ができない場合は、活動人数、活動方法の制限など感染防止対策を徹底した上で利用者の受け入れを行う。
③埋蔵文化財センター	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘案し開所を検討する。
④地域環境センター	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休所とする。それ以降は感染状況を勘案し開所を検討する。 ○ 図書の貸し出しは、電話予約により駐車場での受け渡しを行う。 ○ 出前講座を停止する。(ただし、オンラインによる講座は実施)
⑤博物館・美術館	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。 ○ 県及び指定管理者の常設展・企画展等は中止する。
⑥沖縄空手会館	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。

⑧公文書館	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ 来館を伴わない所蔵資料に関する問合せ、郵送等による複写申請の受付及び資料提供サービス等は継続する。
(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、キャンプ場等の有料施設の利用については原則停止とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。
②奥武山総合運動場	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休場とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止又は延期ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について、新規予約受付を停止する。 ○ 国民体育大会等に出場する場合の練習等に限り、時間・人数を制限して認める場合がある。 ○ 施設を利用する場合にあっては、各種ガイドラインに沿って、十分な感染防止対策を徹底した上での利用とする。
③美ら海水族館	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域を閉鎖する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。
④首里城公園	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場を閉鎖する。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。
⑤県営8公園施設	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、陸上競技場、プール等、条例で定められている有料施設については原則閉鎖とする。それ以降は感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ イベントについては、県の対応方針に基づいた対応とするよう要請する。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、多目的広場、シャワー施設等、条例で定められている有料施設については閉鎖する。それ以降は、感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、備品貸出を中止する。それ以降は、感染状況を勘案し再開を検討する。 ○ イベントについては、県の対応方針に基づいた対応とするよう要請する。
⑧県営海浜公園 (西原・与那原マリンパーク、あざまサンサンビーチ、宇堅ビーチ)	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、感染防止のため施設は原則休園とする。それ以降は感染状況等を確認し開園を検討する。
⑨市町村営海水浴場等	○ 県の対応について参考に送付し、県営海浜公園と同様の対応を要請する。

(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
②万国津梁館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③沖縄県総合福祉センター	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ ただし、相談業務等については、継続する。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 7月22日(木)から8月31日(火)までの間、臨時休館とする。それ以降は感染状況を勘案し開館を検討する。 ○ ただし、相談業務等については、継続する。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部支所、北部支所、宮古支所、八重山支所においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。 ○ 8月10日から当分の間、中部支所での優良運転者講習のみを停止し、運転免許センターでの受講を案内。